

令和6年度 第12回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年3月21日（金） 午前9時00分から午前10時08分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	欠	中塩屋 均	欠	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	出	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	出	上野 輝男
出	大重 勝久	欠	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	出	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
欠	徳田 潤一	欠	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

欠	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
出	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	欠	矢野 嘉彦	出	入佐 哲朗
出	木場 夏芳	欠	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	欠	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	出	高田 裕幸	欠	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主 査 末次 孝
担い手育成係 主 査 西迫 博

5 事務局職員

局 長	宮地 智治
次長兼農地係長	松元 敏幸
主幹兼振興係長	上之脇 秀輝
主 幹	前迫 篤弘
主 査	池畑 信幸
主任主事	角野 勝行
主 幹	久保園 勲（輝北総合支所産業建設課）
主 査	末吉 将敬（串良総合支所産業建設課）
主 査	下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第五条の規定による計画決定について
 - ・農用地利用集積等促進計画（案）について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・農地の公売に係る買受適格証明願いの承認について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・利用状況調査の結果に伴う非農地判断の決定について
- [報告]
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
 - ・令和7年度農作業標準賃金及び農作業料金について
 - ・令和7年度農地賃借料について
 - ・令和7年度の総会・調査等の日程について
 - ・令和7年度調査員割当表について
 - ・令和7年度農業委員会事務局当初予算概要について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 西ノ原 敏男 委員 ・ 新原 晃憲 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和 6 年度 第 12 回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 21 日（金） 開会 9 時 00 分 閉会 10 時 08 分

鹿屋市役所 7 階大会議室

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和 6 年度第 12 回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の、欠席は、徳田委員、中塩屋委員、寺下委員、倉田委員、本田委員の 5 名です。出席委員数は 16 名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、鶴田委員、有馬委員、上別府委員、矢野委員、永山委員です。鹿屋市農業委員会規則第 13 条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第 31 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号 19 番の西ノ原委員と、1 番の新原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

それでは 1 頁、議案第 93 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による計画決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について、事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 93 号につきましては、1 頁から 16 頁です。まず、2 頁で説明します。公告年月日は令和 7 年 3 月 24 日、合計面積は、10 万 8 千 815 m²です。内訳としまして、田が 2 万 8 千 484 m²、畑が 8 万 331 m²です。所有権を移転する者が 24 人、所有権の移転を受ける者が 19 人です。

次に 3 頁、次の 1 番は、あっせん協議が成立したものですので、お目通し願います。16 頁の「農地移動適正化あっせん事業活動報告」にまとめております。

また、次の 2 番から 9 頁の 13 番、10 頁の 15 番から 15 頁の 24 番までは、全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。

なお、10 頁の 14 番は農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、3 頁の 1 番は、あっせん事業活動報告書が 16 頁にありますので、あっせん委員の細川委員に報告をお願いします。

細 川 推進委員の細川です。1 番について、報告いたします。

2 月 27 日、譲渡人と譲受人確認のもと、委員 2 名、事務局職員が同席し、市役所本庁

602 会議室にて農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、肉用牛の肥育と生産を主としておられます。協議の結果、総額 25 万円 であっせんが成立したことを報告いたします。以上です。

議 長 次に、10 頁 14 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますが、上別府委員が本日は欠席のためこのまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 10 頁の 14 番は、譲受人の上別府委員が売買を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 上別府委員に係る所有権移転です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議が成立したもの 1 件と、所有権移転協議が成立したもの 23 件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

議 長 次に、17 頁、議案第 94 号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 94 号につきましては、17 頁から 36 頁です。今回の促進計画（案）は、始期が令和 7 年 6 月 1 日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 2 万 9 千 879 m²で、畑が 7 万 4 千 112 m²で、計 10 万 3 千 991 m²となっています。農地の貸出し者は 35 人、農地の耕作者となる配分予定者は 25 人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また、借手となる法人も農用地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。詳細につきましては 18 頁からご覧ください。

まず 18 頁、1 番から 20 頁の 6 番までは、設定期間が 3 年です。1 番、2 番は、賃借権で再設定。

次に 19 頁、3 番、4 番は、賃借権で再設定。

次に 20 頁、5 番、6 番は、賃借権で再設定。

次に 21 頁、次の 7 番から 26 頁の 17 番までは、設定期間が 5 年です。7 番、8 番は、賃借権で再設定。

次に 22 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に 23 頁、11 番は、使用貸借権で新規設定。12 番は、賃借権で再設定。

次に 24 頁、13 番は、使用貸借権で再設定。14 番は、賃借権で新規設定。

次に 25 頁、15 番、16 番は、賃借権で新規設定。

次に 26 頁、17 番は、賃借権で再設定。次の 18 番は、設定期間が 6 年です。18 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 27 頁、次の 19 番から 35 頁の 35 番までは、設定期間が 10 年です。19 番、20 番は、賃借権で再設定。

次に 28 頁、21 番は、賃借権で新規設定。22 番は、使用貸借権で再設定。

次に 29 頁、23 番は、賃借権で新規設定。24 番は、賃借権で再設定。

次に 30 頁、25 番は、賃借権で新規設定。26 番は、賃借権で再設定。

次に 31 頁、27 番、28 番は、賃借権で再設定。

次に 32 頁、29 番、30 番は、賃借権で再設定。

次に 33 頁、31 番、32 番は、賃借権で再設定。

次に 34 頁、33 番は、賃借権で再設定。

次に 35 頁、34 番は、賃借権で新規設定。35 番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、17 頁から 35 頁までの 35 件の中間管理権設定ですが、35 頁の 10 年もの 35 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、わたくし福元が退席しまして、あとの議事進行を上野副会長にお願いします。

（福元会長：退席）

（上野副会長：議長席に着席）

上 野 それでは、事務局の説明をお願いします。

上之脇 35 頁の 35 番は、借人の福元会長の関連する法人が使用貸借権の新規設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

上 野 福元会長に係る中間管理権設定 10 年もの 1 件です。ご意見ありませんか。

（なし）

ご意見がないということで、福元会長に係る案件については、記載のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

福元会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。以上で、私の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。ここで、会長と交代いたします。

(福元会長：着席)

(上野副会長：自席へ移動)

議長 次に残りの 34 件について、何かご意見がございますか。

(なし)

ご意見がないようですので、ここでお諮りします。

これら 34 件については記載のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。議案第 94 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については、提案のとおり決定しました。

次に、36 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 36 頁については、今回初めての議案です。農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。今回は 1 件となります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項に基づき、農業委員会の意見を聞く必要があることから、今回提出したものです。

本件については、令和 7 年 3 月 1 日に鹿児島県地域振興公社に事前審査として関係書類一式を提出し、事前審査の結果を基に今回皆様に意見聴取するものとなります。今後、同案件についての皆様からの意見聴取は農地中間管理機構が所有者から該当農地を買い取った後、再度意見聴取を行うこととなっています。本件につきましては、売主の要件が 3 つございますが、

一つ目に、農業振興地域の農用地区域内の農用であること

二つ目に、機構の買入れ価格は、近傍類地価格に準ずること

三つ目に、抵当権等の権利設定がされていないことについて、全て満たしています。

また、買主の要件が 5 つございます。

一つ目に、6 か月以内に農地を買い入れること

二つ目に、認定農業者、農地所有適格法人等のいずれかに該当する者

三つ目に、土地を買い入れることで農業経営に支障をきたさないと判断できること

四つ目に、農業経営に問題がないこと

五つ目に、買入面積が現経営面積と併せて「おおむね1 ha以上の団地」を形成することについて、全て満たしています。よって問題ないと判断できます。以上です。

議長 只今の事務局からの説明について、何かご意見がございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、37 頁、議案第 95 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 95 号につきましては、37 頁から 42 頁です。今回は、所有権移転が 19 件、賃貸借権が 1 件の計 20 件です。

初めに、37 頁です。1 番は、田が 1 筆で 428 m²の贈与です。2 番は、田が 1 筆で 586 m²の売買です。3 番は、畑が 2 筆で 1 千 432 m²の売買です。4 番は、畑が 4 筆で 3 千 467 m²の売買です。

次に、38 頁です。5 番は、畑が 1 筆で 775 m²の売買です。6 番は、田が 1 筆で 513 m²の贈与です。7 番は、田が 2 筆、畑が 2 筆で 4 千 94 m²の贈与です。8 番は、畑が 1 筆で 4 千 150 m²の売買です。9 番は、畑が 1 筆で 1 千 567 m²の売買です。

次に、39 頁です。10 番は、畑が 5 筆で 1 万 124 m²の売買です。11 番は、畑が 1 筆で 1 千 198 m²の売買です。12 番は、畑が 3 筆、牧場が 1 筆で 1 万 982 m²の贈与です。

次に、40 頁です。13 番は、畑が 6 筆で 9 千 762 m²の許可日から 1 年間の賃貸借です。

次の 14 番から 42 頁の 20 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、37 頁から 42 頁までの 20 件の許可申請ですが、40 頁の 14 番から 42 頁の 20 番までは調査がなされていますので、40 頁の 14 番、15 番を垣内委員に、41 頁の 16 番から 42 頁の 20 番を持増委員に報告をお願いします。

垣内 推進委員の垣内です。去る 3 月 11 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

40 頁の 14 番です。申請者は市内の居住者で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

次に 15 番です。申請者は市外の居住者で、田 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、水稻を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

持 増 推進委員の持増です。去る3月12日、記載の2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

40頁の16番です。申請者は市内の居住者で、畑6筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、葉物野菜や葛を作付けすることでした。

次に41頁の17番です。申請者は市外の居住者で、知人から畑1筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、アクシバを作付けすることでした。

次に18番です。申請者は市内の居住者で、父親から畑3筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、葉物野菜や甘藷を作付けすることでした。

次に19番です。申請者は市内の居住者で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、甘藷を作付けすることでした。

次に42頁の20番です。申請者は市内の居住者で、畑1筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については確認できました。取得する農地では、レモンを作付けすることでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました20件について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、43頁、議案第96号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第96号につきましては、43頁です。今回は、1件です。

次の1番は、通路を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和6年度第5回総会で審議済みです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました1件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、44 頁、議案第 97 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 97 号につきましては、44 頁から 45 頁です。44 頁をご覧ください。

1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。令和 6 年度第 5 回総会で審議済みです。

2 番は、児童発達支援事業所を整備するもので、農地区分は 1 の 5 です。令和 6 年度第 6 回総会で審議済みです。

次の 3 番から 45 頁の 8 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、44 頁の 3 番から 45 頁の 5 番までを折尾委員に、6 番を中牧委員に、7 番を新地委員に、8 番を田村委員に報告をお願いします。

折 尾 推進委員の折尾です。去る 3 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、44 頁の 3 番ですが、申請地は野里運動公園の南西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に特定建築条件付売買予定地を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、4 番ですが、申請地は萩塚簡易郵便局の南西に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みであることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。

周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 45 頁の 5 番ですが、申請地は鹿屋東中学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、3 番から 5 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

中 牧 推進委員の中牧です。去る 3 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。まず、44 頁の 6 番ですが、申請地は鹿屋特別

支援学校の南西に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みであることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で障害者支援事業を営む法人で、自社で運営する障害者支援施設に隣接する申請地に屋外遊戯場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、6番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

新 地 推進委員の新地です。去る3月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

45頁の7番ですが、申請地は、星塚敬愛園の西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行済みの、農用地区域内農地です。転用事業者は、令和4年4月27日に農地法第5条の一時転用許可を受け、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置する、営農型太陽光発電施設を整備しましたが、一時転用の許可期限である令和7年4月26日が近くなったことから、更新のため一時転用の許可申請を行うものです。申請地では、所有者の農業法人がサカキを栽培しています。転用の期間は3年間となります。調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、サカキは遮光率が50%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置や、既に完成した施設の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが2.2mで農作業への支障はないと思われます。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設けてあり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、7番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

田 村 議席番号17番の田村です。去る3月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

45頁の8番ですが、申請地は、串良平和公園の南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行済みの、農用地区域内農地です。転用事業者は、令和5年5月30日に農地法第5条の一時転用許可を受け、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置する、営農型太陽光発電施設を整備しましたが、一時転用の許可期限である令和7年5月29日が近くなったことから、更新のため一時転用の許可申請を行うものです。申請地では、利用権設定を行った農業法人がサカキを

栽培しています。転用の期間は3年間となります。調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、サカキは遮光率が50%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置や、既に完成した施設の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが2.2mで農作業への支障はないと思われます。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設けてあり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。

また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、8番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました8件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、46頁、議案第98号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第98号につきましては、46頁から50頁です。46頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は4件です。対象面積は、畑が4千78㎡、その他が1千783.9㎡、合計5千861.9㎡です。次の47頁から50頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、46頁の1番から4番を村山委員に、報告をお願いします。

村山 　　議席番号11番の村山です。去る3月11日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。46頁をご覧ください。

まず、1番です。農振除外の申し出です。周辺図等は47頁です。申請人は市内の居住者で、申請地は「横山集落センター」の北東に位置し、申請地を外国人労働者の社員寮を建設する計画ですが、地目及び現況が農地ではないため、農地法の適用を受けないと考えます。

次に、2番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は48頁です。申請人は市外の居住者で、申請地に「一般住宅及び車庫」を建設する計画です。申請地は「下堀多目的広場」の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に、3番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は49頁です。申請人は市内の宗教法人で、申請地に「儀式場及び駐車場」を建設する計画です。申請地は「下堀多目的広場」の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「既存施設の拡張」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に、4番ですが、農振除外の申し出です。周辺図等は50頁です。申請人は市内の法人で、申請地に「賃貸住宅の建設、通路及び駐車場」を拡張整備する計画です。申請地は「細山田分館」の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある「第一種農地」と判断されます。申請地は第一種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

いずれも、排水施設等を整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明・報告がありました4件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、51頁、議案第99号「農地の公売にかかる買受適格照明願の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　議案第99号につきましては、51頁です。令和7年1月15日付け公売広告第106号で鹿屋市から公告のありました、下祓川町2343番1の畑、2,284㎡について、不動産公売に参加するための、買受適格証明願が2名から提出されました。買受適格証明については、申請者が農地の買受者として適格かどうか、農地法第3条許可申請と同等の調査を行うこととなっており、また、その3条許可申請書については、公売落札後にいずれか1名から提出していただくこととなっております。記載の申請人につきましては、いずれも市内の居住者で、既に農地を所有していることから、現地調査は行わず、書面等で審査を行いましたので事務局にて説明いたします。

まず、1番です。今回、公売にて取得する農地では、杉の苗木を生産し、販売することでした。

次に、2番です。今回、公売にて取得する農地では、梅を生産し、販売することでした。

事務局としましては、いずれの申請人につきましても農地の買受適格者であると判断いたしました。以上です。

議長 　ただいま、説明がありました2件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ということで、申請書どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。
なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、いずれかの落札者から、今後、3条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、本件に係る3条申請は、会長専決処分とします。

次に、52頁、議案第100号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第100号につきましては、52頁です。今回は2件です。次の1番から2番は、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、52頁の1番、2番を、中牧委員に、報告をお願いします。

中 牧 推進委員の中牧です。去る3月12日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、52頁の1番です。申請地は、「鹿屋東地区学習センター」の南東に位置し、平成15年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に、2番です。申請地は、「吾平山陵公園」の南西に位置し、上の3筆は、昭和年代から、下の3筆は平成15年頃から、いずれも山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明・報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、53頁、議案第101号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第101号につきましては、53頁から54頁です。今回新たに、譲渡希望が53頁の1番から4番までの4件ですのでお目通し願います。

なお、53頁の1番、2番は賃貸借でも可としております。

次に、賃貸借希望が54頁の1番から4番までの4件ですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

53 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番を森園委員と新地委員に、2 番を村山委員と上別府委員に、3 番を田原委員と門倉委員に、4 番を藏ヶ崎委員と中牧委員にお願いします。

次に、54 頁、賃貸借希望の 1 番の大始良町を藏ヶ崎委員と中牧委員に、獅子目町を森園委員と新地委員に、2 番と 3 番を寺下委員と持増委員に、4 番を藏ヶ崎委員と中牧委員にお願いします。

次に、55 頁、議案第 102 号「利用状況調査の結果に伴う非農地判断の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 102 号利用状況調査の結果に伴う非農地判断の決定について説明します。資料は 55 頁から 77 頁です。今回の非農地判断については、令和 6 年 8 月 23 日から 10 月 23 日までの期間で実施した利用状況調査の結果を基に、B 分類と判断された農地の中で、今後農地として復元することが非常に困難な農地を選別しています。

また、非農地判断の基準としては次のとおりです。

一つ目が、農振農用地外の農地で利用状況調査において復元不能な農地

二つ目に、農地の賃貸借権の設定がない

三つ目に、地籍調査済みの地区

四つ目に、今年度については、鹿屋地区と串良地区を実施

この判断基準により、非農地判断を行う対象農地は、田が 25 筆、1 万 1 千 469 m²、畑が 67 筆、6 万 4 千 747 m²、合計 92 筆で、7 万 6 千 216 m²の農地を農家台帳から削除する予定であります。詳細については、記載のとおりですので後もってお目通しください。

なお、所有者への通知についてですが、登記名義人が死亡している農地については、相続人代表者等に通知を行う予定であります。以上です。

議長 ただいま説明がありました 55 頁から 77 頁までの 92 筆について、農地に該当しないことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨を決定します。

次に、78 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 78 頁をご覧ください。合意解約につきましては、78 頁から 95 頁です。今回は 31 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、78 頁から、95 頁まで 31 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、2月21日の運営委員会で協議した報告案件5件について、委員長の私から概要を報告します。

別冊の資料1「令和6年度第12回鹿屋市農業委員会総会報告事項」をご覧ください。

まず1頁です。令和7年度農作業標準賃金及び農作業料金については、農協等からの情報です。参考にしてください。

次に2頁です。令和7年度農地賃借料では、令和6年1月から12月までに締結された賃貸借の10aあたりの額です。参考にしてください。

次に3頁からは、令和7年度の総会・調査等の日程です。

次に6頁、令和7年度調査員割当になります。

次に7頁、令和7年度農業委員会事務局当初予算概要については、前年度より、1千767万7千円の増額となっています。増額の主な要因は、新たな事業である「農地中間管理事業」に伴う、会計年度任用職員の増員、サポートシステムデータ更新などであります。報告は、以上であります。何かございませんか。

(なし)

ないようですので、以上で、第12回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

(なし)

なければ、事務局から何かありませんか。

局 長 それでは、4月の調査委員を申し上げます。

4月14日、月曜日、4条・5条の調査が、四元委員、有馬委員でございます。

4月14日、月曜日、農振調査が、堀之内委員、上別府委員でございます。

4月15日、火曜日、4条・5条の調査が、森園委員、高田委員でございます。

4月15日、火曜日、3条調査が、田村委員、福元里美委員でございます。

4月の総会は、4月23日、水曜日の午前9時から市役所7階大会議室となります。以上です。

議 長 他にありませんか。

(なし)

議 長 ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

(なし)

なければ、これをもちまして令和6年度第12回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)